

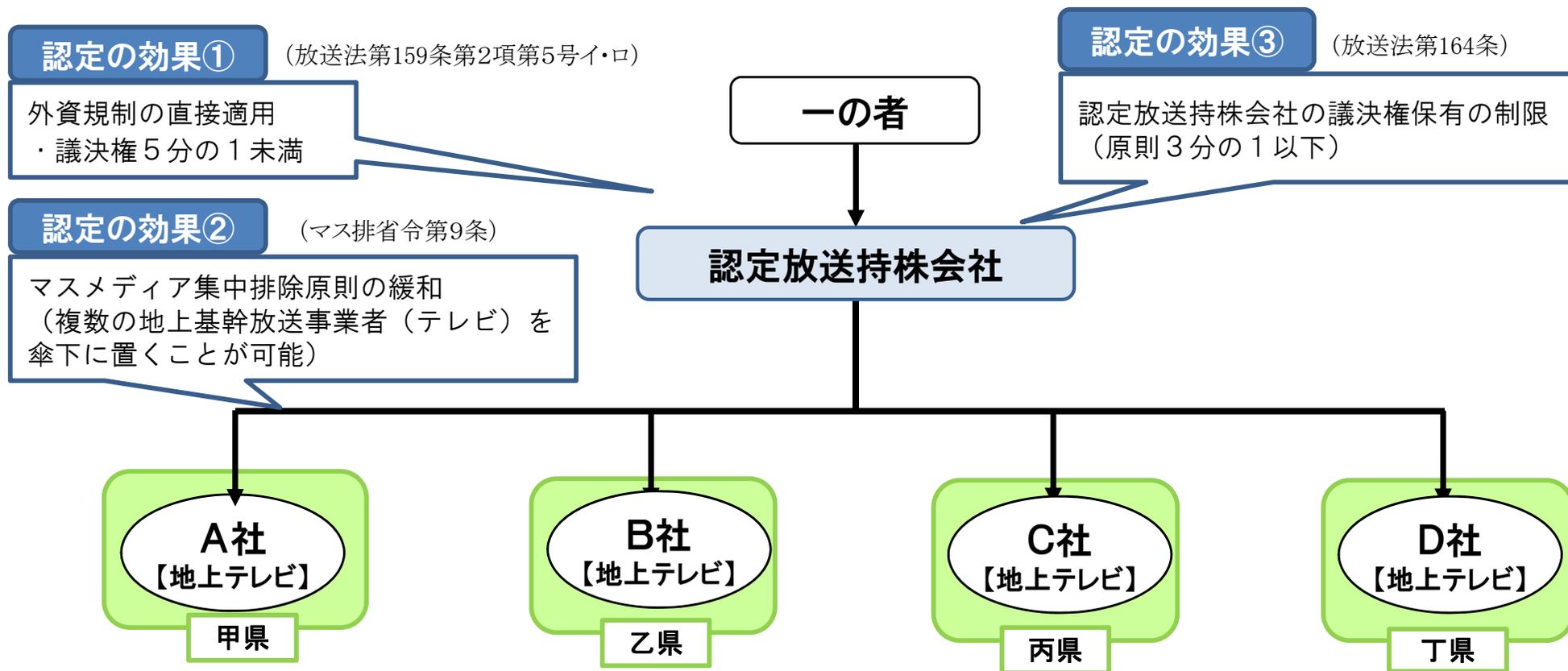
認定放送持株会社制度の概要

認定放送持株会社制度は、経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するもの。平成19年の放送法改正で制度化。

認定放送持株会社の認定を受けることにより、①外資規制の直接適用、②マスメディア集中排除原則の特例（複数の地上基幹放送事業者を傘下に置くことが可能）等の効果が発生する。

【認定の要件】 2者※以上の基幹放送事業者（地上基幹・衛星基幹）を支配していること。

※ うち1者は子会社であること、うち1社は地上基幹放送事業者であること



※ 認定放送持株会社は、地上基幹放送事業者を地域数の制限なく支配可。(マス排省令第9条)

※ 地上基幹放送のほか、BS放送を行う衛星基幹放送事業者等を傘下に置くことが可能。(マス排省令第9条第3号)